

令和5年度事業計画

《基本方針》

平成17年4月13日に土地家屋調査士法第3条が改正され、新たに認定土地家屋調査士制度が誕生してから18年が経過しました。また、認定土地家屋調査士業務の受け皿として、平成25年6月28日に境界問題相談センターみえが全国の単位会で最後の法務大臣の指定を受けてから、10年目を迎えることとなります。令和元年6月12日の土地家屋調査士法の改正では、使命を明らかにする規定が設けられましたが、その使命を果たすためにも、専門家としての社会貢献がさらに重要となってくると思います。

民間紛争解決手続の共同代理が出来ることとなった、認定土地家屋調査士制度についても、隣人同士が円満な解決を目指すという目的から、そもそも代理人制度では無理があるのではないかという疑問があり、制度自体を見直す必要があるかもしれませんが、それについては日調連に検討を委ねたいと思います。

そこで、これまでの認定土地家屋調査士制度にこだわった活用をしている境界問題相談センターみえを、境界問題で困っている一般国民はもちろん、日常業務において、立会い拒否や境界に関する主張の相違等で境界確認ができず、筆界特定制度等を活用している会員が、もっと安易に活用できるセンターとして新たな活用について検討をする時期にきていると思います。

昨今、裁判所の訴訟案件が減少している傾向が続いているようですが、実際に紛争が減少しているわけではなく、対立構造となる裁判手続きを避けているのではないかと考えられます。そういったことから、ますますADR「裁判外（民間）紛争解決手続」の重要性が増してきているのではないかと感じています。今年度は、境界問題相談センターみえの活用についての研究をはじめとする下記の重点課題を中心に、組織でできることをしっかりと検討し、取り組みを進めていきます。

《重点課題》

- ① 境界問題相談センターみえの活用についての研究
- ② 各種法（制度）改正への対応
- ③ 会則・規則等の遵守
- ④ 義務研修への対応

《継続活動》

- ① 津地方法務局との連携
- ② 日調連中部ブロック協議会との連携強化
- ③ 土地家屋調査士政治連盟及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携強化
- ④ 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

<総務部門>

1. 会則、各種規則等の見直し
2. 土地家屋調査士政治連盟、他の士業等との連携・協調
3. 組織体制の整備・研究

<財務部門>

1. 予算、決算の内容の精査と経費削減
2. 財政の健全化と管理体制の充実

<企画部門>

1. 津地方法務局との連携
2. 数値資料センターの運営及び境界鑑定についての研究
3. 各種資料の情報収集及び活用についての研究
4. 土地家屋調査士を取り巻く環境変化への対応

<社会事業部門>

1. 境界問題相談センターみえの活用
2. 社会貢献（災害対策・空き家問題等）への取り組み
3. 無料登記相談会の継続実施
4. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携

<研修部門>

1. 研修体制の確立
定例研修会開催日程（予定）
第1回 令和5年 7月22日（土）、第2回 令和5年 9月30日（土）
第3回 令和5年12月 2日（土）、第4回 令和6年 3月 2日（土）
2. 年次研修の運営
年次研修開催日程（予定） 令和5年11月3日（金）
3. 新人研修の実施
4. 支部研修会への支援
5. 他会研修会への参加

<広報部門>

1. 土地家屋調査士制度の対外的広報活動
2. 対内的広報活動
3. 会報の発行

<厚生部門>

1. 親睦事業